

（財産形成住宅貸付のご案内）

財産形成住宅貸付の募集期間や詳しい貸付条件等については、共済事務担当課および当組合ホームページをとおしてお知らせしますので、確認のうえ申し込みください。

なお、この貸付は年度予算が決まっているため、先着順となります。

- 【募集時期】** 令和2年10月 **【貸付利率】** 年利0.59%(令和2年6月時点)
- 【貸付資金総額】** 令和2年度:8,800万円
- 【対象物件】** 組合員が自ら居住するために新築・増改築・購入する住宅
- 【借入資格】** 勤労者財産形成貯蓄を1年以上継続していて、貯蓄額が50万円以上ある方
(共済貯金は含みません。)
- 【貸付金限度額】** 勤労者財産形成貯蓄額の10倍(上限4,000万円)の範囲内で、退職手当の額に200万円を加えた額となります。
- 【償還期間】** 金額にかかわらず15年以内
- 【その他】**
- ・ 抵当権の設定はありませんが、損害保険(15年間分100万円につき保険料992円)に加入することになります。
 - ・ 借り換えには利用できません。

お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412

（給付日額上限額が変更になりました）

育児休業手当金・介護休業手当金の給付日額は雇用保険法により上限額が設けられていますが、令和2年8月から次のとおり変更になりました。

給付日額
上限額

- 育児休業手当金** 67%支給期間 13,832円 → **13,896円**
50%支給期間 10,322円 → **10,370円**
※標準報酬月額が47万円以上の方は、給付日額上限額が適用されます。
- 介護休業手当金** 15,221円(支給率67%) → **15,294円**
※標準報酬月額が53万円以上の方は、給付日額上限額が適用されます。

（標準報酬月額等の上限額が改定されました）

令和2年9月1日から、厚生年金保険・退職等年金給付に係る標準報酬月額等の上限額が改定されました。

| 【改定前】現行の最高等級 | 【改定後】現行の最高等級の上に更に1等級追加 |
|--------------------|------------------------|
| 〈厚生年金〉 31級 62万円 | 〈厚生年金〉 32級 65万円 |
| 〈退職等年金給付〉 30級 62万円 | 〈退職等年金給付〉 31級 65万円 |
| 〈報酬月額〉 60万5千円以上 | 〈報酬月額〉 63万5千円以上 |

この改定により、最高等級に該当する組合員の皆さんの掛金(保険料)額は次のとおり変更となります。

- 〈厚生年金〉 59,475円(改定前 56,730円)
〈退職等年金給付〉 4,875円(改定前 4,650円)

お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413